コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー※	一	
削岩機	一	
ハンマドリル	一	
酸素呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五とする。
簡易呼吸器	二	
防塵マスク	五	
送排風機	一	
エアラインマスク※	一	
耐電衣	二	七千ボルト電路で使用可能なもの
耐電ズボン	二	七千ボルト電路で使用可能なもの
耐電長靴	二	七千ボルト電路で使用可能なもの
特殊ヘルメット※	二	
緩降機	一	
発電機	一	一・二キロワット／百ボルト以上のもの
画像探索機	一	
地中音響探知機	一	
熱画像直視装置	一	
夜間用暗視装置	一	
地震警報器	一	
電磁波探査装置※※※	一	
二酸化炭素探査装置※※※	一	
水中探査装置※※※	一	
検知型遠隔探査装置※	一	
省令別表第三に掲げる救助器具		

［備考　略］

酸素呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五とする。
簡易呼吸器	二	
防塵マスク	五	
送排風機	一	
エアラインマスク※	一	
耐電衣	二	七千ボルト電路で使用可能なもの
耐電ズボン	二	七千ボルト電路で使用可能なもの
耐電長靴	二	七千ボルト電路で使用可能なもの
特殊ヘルメット※	二	
緩降機	一	
ロープ登降機	一	
救助用降下機※	一	
発電機	一	一・二キロワット／百ボルト以上のもの
画像探索機	一	
地中音響探知機	一	
熱画像直視装置	一	
夜間用暗視装置	一	
地震警報器	一	
電磁波探査装置※※※	一	
二酸化炭素探査装置※※※	一	
水中探査装置※※※	一	
検知型遠隔探査装置※	一	
省令別表第三に掲げる救助器具		

［備考　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。